○農林水産省令第三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

農林水産大臣　野上浩太郎

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第五条関係）					別表（第五条関係）				
	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）		補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等				施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	（略）	（略）	（略）	（略）	一	（略）	（略）	（略）	（略）
	国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金					国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（新設）			
	国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金					（略）			
	（略）					多面的機能支払交付金（新設）			
	多面的機能支払交付金					農山漁村六次産業化対策事業費補助金（新設）			
	六次産業化市場規模拡大対策整備交付金					（略）			
	農山漁村六次産業化対策事業費補助金					漁業共済事業実施費補助金（新設）			
	農山漁村六次産業化対策整備費補助金					（略）			
	（略）								
	漁業共済事業実施費補助金								
	漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金								
	（略）								
二	（略）	（略）	（略）	（略）	二	（略）	（略）	（略）	（略）
三	（略）	（略）	（略）	（略）	三	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和二年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。